

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十四号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令

内閣は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二

条第一項第一号ハ及び第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二号第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその庁舎）

第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法」という。）第二号第一

項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号ハの政令で定

める庁舎は、同表の上欄に掲げる国の行政機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 国の行政機関 (National Administrative Organs) and 庁舎 (Offices). Rows include 内閣官房, 内閣府, 国家公安委員会, 総務省, 法務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, 防衛省.

（法第六条第一項の政令で定める原子力事業所）
第二条 法第六条第一項の政令で定める原子力事業所は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所とする。

附則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十五号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項、第七十六条の七第二項及び第三項並びに第七十六条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中、「道路管理者」を「道路管理者等」に改める。

第三十三条の四中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」に、又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事の指示、同条第二項の規定による国土交通大臣の指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣」に、「関係道路管理者」を「関係道路管理者等」に改める。

第三十三条の五第一項中「及び法第七十六条の七」を「並びに法第七十六条の七第一項及び第二項」に改め、同項ただし書中「同条」を「同条第一項及び第二項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表第三十三号の四の項中「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に、「法第七十六条の六第三項」を「若しくは法第七十六条の六第三項」に改め、同表第三十三号の五第一項の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 第三十三号の五第一項 (Item 5 of Article 33) and 法 (Law). Row 1: 第三十三号の五第一項 から 及び法第七十六条の六第二項から

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
農林水産大臣 森山 裕
国土交通大臣 石井 啓一